令和5年第9回

柳川市農業委員会総会議事録

令和5年9月8日

柳川市農業委員会

第9回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月8日 午後2時00分~午後2時34分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 14名 欠席者 4名

議 題 議案第45号

- 1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号
- 1. 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第47号
- 1. 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第48号
- 1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について 議案第49号
 - 1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
- 3. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員(14名)

1番	髙	田	_	利	2 1	番	亀	﨑	忠	治
4番	吉	丸	隆	吉	5 1	番	古	賀	勝	次
6番	椛	島	練		7 1	番	大	渕	秀	樹
8番	三八	川田	由	勝	9 1	番	藤	木	邦	彦
11番	松	藤	政	義	121	番	松	藤	_	利
13番	松	藤	和	彦	151	番	河	口	隆	光

17番 阿志賀 一 喜

欠席委員(4名)

16番 園 田 清 美

10番	田	中	満	義	14番	島	添	茂	樹
18番	鐘ケ	江	ゆき	子	19番	Щ	田	善	治

推進委員

出席委員(16名)

龍		繁	樹	藤	木	_==	三男
亀	﨑	壽	満	椛	島	_	晴
梅	﨑	直	祝	古	賀	宏	義
野	口	秀	-	櫻	木	利	和
米	田	秀	俊	平	Ш	貴	大
松	藤		稔	浦		幸之	と助
鶴	田	信	行	原		壽	利
吉	開		健	江	口	克	子
/ - 4	- \						

欠席委員(3名)

藤	吉	利	広	髙	勇	晴
\equiv	浦	柴	_			

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

〇事務局長 (乗富和也君)

それでは、第9回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第15条の規定によりまして、会長の代理として三小田由勝委員が議長となりますので、三小田委員よろしくお願いいたします。

〇議長(三小田由勝君)

皆さんこんにちは。急きょピンチヒッターということで思うようにいかないかもしれませんが、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

早速、本日の出席委員数14名で定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第9回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和5年

第9回柳川市農業委員会総会議案

議案第45号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第47号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第49号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
- 3. 農地への現況地目変更届について

その他

令和5年9月8日提出

柳川市農業委員会会長 山田 善治

以上です。

〇議長 (三小田由勝君)

今回提案しております案件は、議案第45号から議案第49号までの5件と、報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、4番吉丸隆吉委員、15番河口隆光委員を指名いたします。 早速議案の審議に入ります。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

差し替え分の議案書、2ページを御覧ください。

議案第45号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権(賃借権)を移転(設定)したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積504平米。自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積929平米。自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積165平米。自作。譲受人、○○。譲

渡人、〇〇。

〇事務局次長 (平河郁夫君)

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする○○から、経営拡大をしようとする○○へ所有権移転・ 売買を行うための申請です。代金は、1筆で○○円。

申請番号2番は、経営縮小する○○から、経営拡大をしようとする○○へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、10アール当り○○円。

申請番号3番は、○○から○○へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号1番から3番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 以上です。

〇議長(三小田由勝君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第45号について御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(三小田由勝君)

賛成全員であります。よって、議案第45号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局 (田中道博君)

議案第46号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・畑、面積102平米。申請人、○○。転用目的、 通路。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積826平米、外1筆、合計1,045平米。申請人、○○。転用目的、海苔養殖用資材置場・作業場。

〇事務局次長 (平河郁夫君)

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、○○が、通路拡幅のための申請です。

申請番号2番は、○○が、海苔養殖用資材置場、作業場のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、住宅が連たんしている地域内に隣接し、おおむね10へクタール 未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。

申請番号2番の農地区分はおおむね10~クタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則、転用不許可ですが、本件は「申請に係る土地の周辺の地域において 居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であるため転用目的は 問題ないと判断します。

よって、いずれも転用目的は問題ないと判断いたします。 以上です。

〇議長(三小田由勝君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第46号について、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三小田由勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長 (三小田由勝君)

賛成全員であります。よって、議案第46号については、提案どおり承認することに決定いた しました。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局職員(田中道博君)

議案書の4ページを御覧ください。

議案第47号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権(賃借権)を移転(設定)したく、 農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議 する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積96平米、外2筆、合計192平米。申請 人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、道路。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積300平米、外2筆、合計929平米。申請 人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積40平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。

転用目的、共同住宅2棟。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積365平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号 5 番、農地の所在、○○、地目・田、面積709平米、外 2 筆、合計1,832平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置場及び駐車場。

続きまして、5ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、○○、地目・田、面積637平米。申請人、○○。相手方、○ ○。転用目的、一般住宅及び資材置場。

申請番号 7 番、農地の所在、○○、地目・畑、面積300平米。申請人、○○。相手方、○ ○。転用目的、貸駐車場。

申請番号8番、農地の所在、〇〇。地目・田。面積3,232平米、外3筆、合計8,631平米。申請人、〇〇。相手方、紺屋町、〇〇。転用目的、工場・事務所・倉庫。

申請番号 9 番、農地の所在、〇〇。地目・田、面積1,193平米、外 9 筆、合計7,742.17平 米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、工場、事務所。

〇事務局次長 (平河郁夫君)

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、○○が、道路拡幅のための申請です。

契約の種類は売買。代金は、3筆で○○円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、建設業資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は、3筆で○○円。

申請番号3番は、譲受人、○○が共同住宅2棟建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆でおおよそ○○円。

申請番号4番は、譲受人、○○が漁業用資材置場のための申請です。

契約の種類は売買。代金は、1筆でおおよそ○○円。

申請番号5番は、譲受人、○○が建設業資材置場及び事務所等設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は3筆で○○円。

申請番号6番は、譲受人、○○が一般住宅及び漁業用資材置場等を設置のための申請です。 契約の種類は売買、代金は1筆で○○円。

申請番号7番は、譲受人、○○が貸駐車場建設のための申請です。

契約の種類は売買、代金は1筆で○○円。

申請番号8番は、譲受人、○○が、工場、事務所及び駐車場建設のための申請です。

契約の種類は売買、代金は4筆で○○円。

申請番号9番は、譲受人、○○が工場、事務所建設のための申請です。

契約の種類は売買、代金は10筆で○○円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番の農地区分は、おおむね10へクタール以上の一団の農地であり、 第1種農地と認定します。第1種農地は原則転用不許可ですが、1番は、既存の敷地面積の 2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、2番は、申請に係る土地の周辺の地 域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、 いずれも転用目的は問題ないと判断いたします。

申請番号3番の農地区分は、用途地域内の第1種居住地域の農地のため、第3種農地と 認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、住宅が連たんしている地域内に隣接し、おおむね10へクタール 未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断い たします。

申請番号5番の農地区分は、用途地域内の第1種居住地域の農地のため、第3種農地と 認定いたします。よって、転用目的は問題ないと判断いたします。

申請番号6番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内にあるため、第3種農地と認定 いたします。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号7番の農地区分は、おおむね10~クタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。第1種農地は原則転用不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号8番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に隣接し、おおむね10へクタール 未満の農地のため、第2種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号9番の農地区分は、おおむね10へクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。第1種農地は原則転用不許可ですが、農業従事者の雇用機会の増大に寄与するものとして雇用協定により、農業従事者(世帯員を含む)の雇用割合を3割以上に増やす

計画により設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。 以上です。

〇議長(三小田由勝君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第47号について、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(三小田由勝君)

賛成全員であります。よって、議案第47号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第48号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の6ページを御覧ください。

議案第48号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,709平米、外1筆。申出人、〇〇。 理由、離農のため。 受理番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積49平米、外6筆。申出人、○○。理 由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積496平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、 経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,240平米、外2筆。申出人、〇〇。理 由、離農のため。

以上です。

〇議長(三小田由勝君)

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は蒲池地区、3番と4番は大和地区でありますので、 同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

お諮りいたします。

議案第48号、申請番号1番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号2番は、推進委員の野口秀一委員、古賀宏義委員、申請番号3番は、推進委員の 櫻木利和委員、米田秀俊委員、申請番号4番は、推進委員の髙口勇晴委員、平川貴大委員、 浦幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (三小田由勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの10名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(三小田由勝君)

賛成全員であります。よって、議案第48号について、先ほどの10名の委員を指名すること に決定いたしました。

続きまして、議案第49号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

議案第49号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、A 4 別紙 1 枚ものの、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の 所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和5年9月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積31,473平米、 筆数14筆。売り手4名、買い手8名。

利用権の種類、所有権移転。地目・畑。農用地の利用内容、畑として。面積32平米、筆数 1筆。売り手1名、買い手1名。

合計面積3万1,505平米。合計筆数、15筆。合計売り手5名、合計買い手9名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積3,082平米。所有権を移転する者(売り手)、住所、福岡市中央区。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年9月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者(買い手)、〇〇、外9件となっております。

以上で、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

〇議長(三小田由勝君)

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第49号について御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(三小田由勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(三小田由勝君)

賛成全員であります。よって、議案第49号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年7月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,814 平米のうち1,793平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規 定による通知。備考、離作料なし。

外15件となっております。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年8月8日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積637平米。 使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解 約。備考、解約日、令和5年8月8日。

外3件となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

報 告

3. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年8月18日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積165平米。届出者、〇〇、現状に至る経緯、利用状況、現在は農地(田)として利用していますので届出ます。

報告は以上です。

〇議長(三小田由勝君)

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局長 (乗富和也君)

2点連絡をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、先ほどのあっせん委員に指名されました委員さんのほうには、 後ほど資料のほうをお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目、次回、10月の総会日時でございます。

10月の総会ですけれども、10月10日、連休明けの形になります。10月10日火曜日の午後2時から開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

〇議長(三小田由勝君)

これをもちまして、令和5年第9回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

今日は慣れないところ、御協力いただいてありがとうございました。

午後2時34分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月8日

柳川市農業委員会会長職務代理者 三小田 由 勝

会議録署名委員 吉丸隆吉

〃 河口隆光